

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による道路の指定の変更……………(同)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

告示

● 東京都告示第千四百八十号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十六日

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和三年十二月一日	稲城市大字矢野口字根方二千八百八十三番二の一部、二千八百八十四番三並びに二千八百八十五番一、同番二、二千八百八十六番一、同番二及び二千八百八十七番二の各一部	延長 三四・二〇 幅員 六・〇〇 六・〇〇 六・〇五
変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条	令和三年十二月一日	稲城市大字東	延長

● 東京都告示第千四百八十一号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十六日

東京都多摩建築指導事務局長 浅井 勉

● 東京都告示第千四百八十二号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月十六日

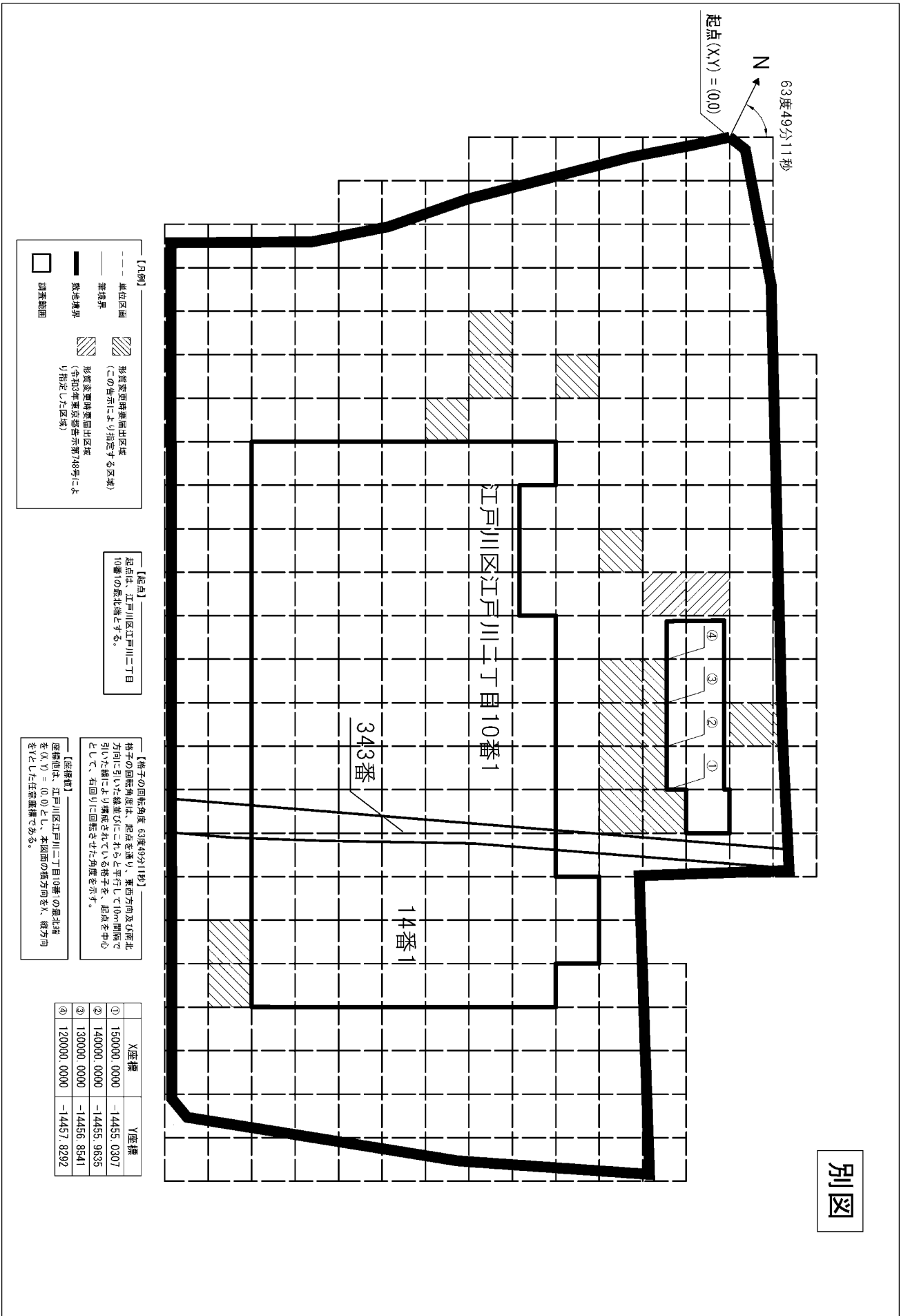
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区江戸川二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千四百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月十六日

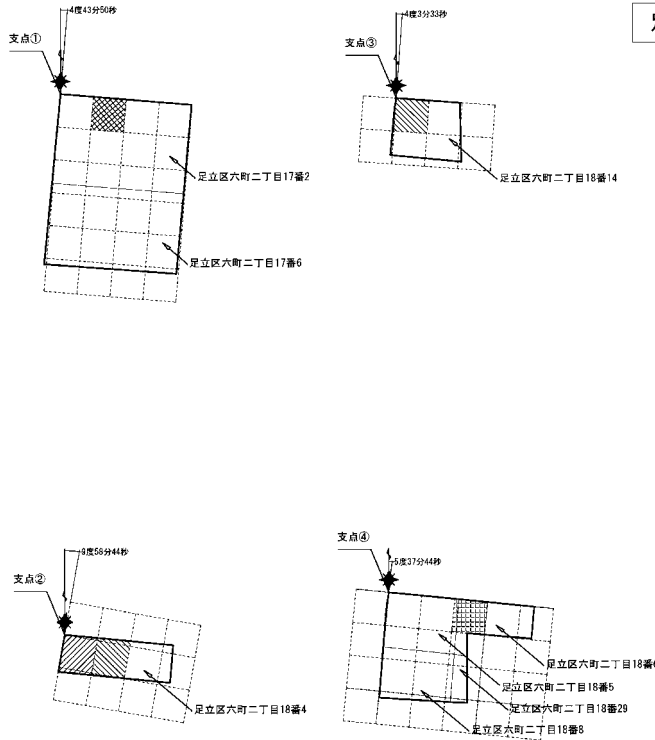
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡 例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時届出区域（令和元年東京都告示第782号により指定した区域）
- 形質変更時届出区域（令和2年東京都告示第5号により指定した区域）
- 形質変更時届出区域（令和3年東京都告示第334号により指定した区域）
- 単位区画線
- 筆境界線

【支 点】

支点①は、足立区六町二丁目17番2の最北端とする。
 支点②は、足立区六町二丁目18番4の最北端とする。
 支点③は、足立区六町二丁目18番14の最北端とする。
 支点④は、足立区六町二丁目18番5の最北端とする。

【格子の回転角度】

支点①は、4度43分50秒（足立区六町二丁目17番2）
 支点②は、9度58分44秒（足立区六町二丁目18番4）
 支点③は、4度3分33秒（足立区六町二丁目18番14）
 支点④は、5度37分44秒（足立区六町二丁目18番5）

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百八十四号

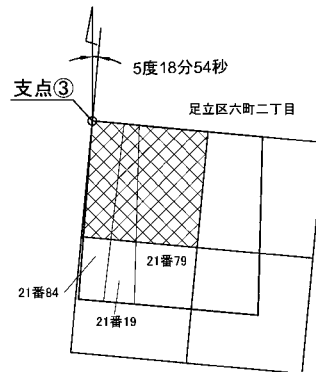
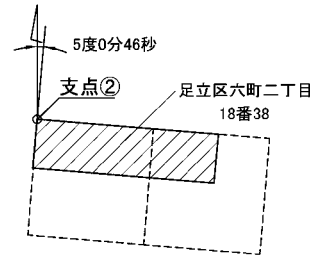
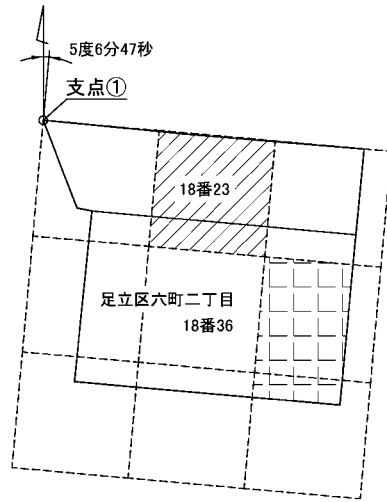
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第八百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】

- ① 支点①は、足立区六町二丁目18番23の最北端とする。
- ② 支点②は、足立区六町二丁目18番38の最北端とする。
- ③ 支点③は、足立区六町二丁目21番84の最北端とする。

【格子の回転角度】

①	5度6分47秒
②	5度0分46秒
③	5度18分54秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西南北及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単位区画
- 指定を解除する区域
- XXXX 形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第247号により指定した区域)
- XXXX 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第825号により指定した区域)

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年十二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

稲城市大字大丸字七号八百三 八王子市横山町三番十三号
十一番一及び八百三十二番二 株式会社レックス

代表取締役 原 伸明

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

